

# バランシンググループ内の インバランス料金の連帯債務について

2021年12月14日



## バランシンググループ内のインバランス料金の連帯債務について

- 令和3年8月27日に開催された資源エネルギー庁の第38回電力・ガス基本政策 小委員会において、バランシンググループ(以下、「BG」という。)を組成している場合 におけるリスク管理の在り方等について、議論が行われたところ。
- その中で、B Gに所属する小売電気事業者(以下、代表契約者を「親 B G」、代表契約者以外を「子 B G」という。)がインバランス料金の連帯債務を負っていることに鑑み、当該連帯債務のリスクの在り方について、電力・ガス取引監視等委員会において検討することとされた。
- そこで、当該論点に関し、①小売電気事業者による適切なリスク評価・管理を可能とする観点から、BGに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」(以下、「リスクマネジメントに関する指針」という。)に明記することの適否、②リスクそのものを見直す観点から、インバランス料金の連帯債務の見直しの可否、について監視委の料金制度専門会合において議論を行ってきた。
- 本日は、当該会合における議論の結果などについて、報告をさせていただく。

## (参考) 【論点3】小売電気事業者における望ましい行為②

第38回 電力・ガス基本政 策小委 (2021年8月27日) 資料

3-1より抜粋 一部加工

- 小売電気事業者の中には、
  - 期BGとして、複数の子BGとともに共同でバランシンググループ(以下、「BG」という。)を形成し、全体の需給管理を行う者や、
  - 子BGとして、需給管理は親BGに委ねる形で事業を行う者も存在。
- このようにBG全体で一体的にリスク評価・管理を行っている場合、BG内の情報提供のあり方など が重要となる。また、同BGに所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務を負ってい ることも鑑みれば、BG内の適切なリスク評価・管理は連鎖倒産を防止するなどの効果が期待でき、 需要家の保護の観点からも重要であると考えられる。
- 他方で、これまで子BGが電力調達の方法、支払額の算定方法、脱退時の条件等について、理解が十分でなく、親BGと子BGとの間で相互不信が生じるケースなどが散見された。特に、親BGが子BGの需給管理も含めて行っているケースにおいては、調達コスト高騰した場合、BGに所属する全事業者に影響が及ぶため、子BGにとって、親BGのリスク評価・管理方針は、極めて重要な情報となる。
- このため、小売電気事業者が親BGとして代表契約者となる場合は、子BGやBGに所属を検討している小売電気事業者に対しては、契約内容(BG内でのインバランス料金の債務分担の在り方など)、およびリスク評価・管理方針(電源調達における市場依存度など)について丁寧に説明することを望ましい行為として、ガイドラインに位置付けることとしてはどうか。
- また、上記のとおり、BG内に所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務のリスクが あるところ、当該リスクの在り方について、電力・ガス取引監視等委員会において検討を進めていく こととしてはどうか。

## (参考) 連帯債務に関する過去の整理について

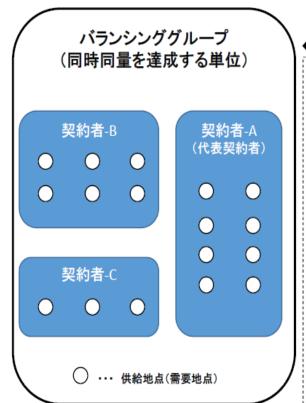
第10回 電力・ガス取引監視等委員会 電気料金審査専門会合(平成27年11 月20日)資料6より抜粋 一部加丁

- 過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は責任範囲を特定できないことを理由として、連帯責任(連帯債務)と整理されたところ。
  - 2. 代表契約者制度の見直しについて(連帯責任の範囲)

2

#### 【連帯責任の範囲について】

- 責任範囲を特定できない金銭債務(供給地点ごとに設定できない料金等)は、連帯責任あり
- 責任範囲を特定できる金銭債務(供給地点ごとに設定される料金等)は、連帯責任なし



#### 接続供給契約

<複数の契約者、一般送配電事業者間で締結>

#### 【現行】

▶全ての金銭債務に関して、契約者全員が連帯責任を負う

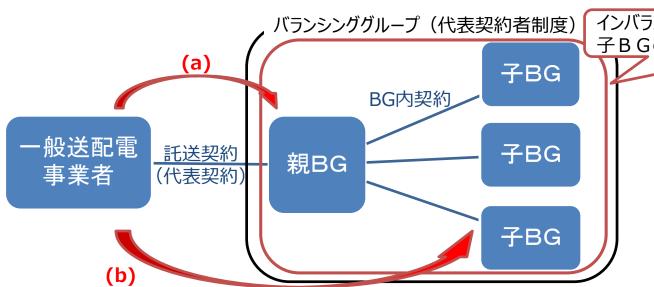
#### 【見直し後】

- ▶ 責任範囲を特定できない金銭債務
  - ⇒ 契約者全員が連帯して責任を負う
  - ・接続対象計画差対応電力料金(インバランス料金)
  - 給電指令時補給電力料金
  - ・上記に係る延滞利息、保証金
- > 責任範囲を特定できる金銭債務
  - ⇒ 契約者ごとに責任を負う
  - ・接続送電サービス料金
  - ・臨時接続送電サービス料金
  - ・予備送電サービス料金
  - ・上記に係る延滞利息、保証金
  - 工事費負担金
  - ・契約超過金(ピークオーバー)
  - ・違約金
  - ・その他金銭債務

一般送配電事業者

## インバランス料金の連帯債務リスクについて

- 前記のとおり、過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は連帯債務と整理されたが、子BGは、親BGが法的整理(破産、民事再生、会社更生等をいう)を開始した場合など一定の場合には一般送配電事業者からBGにおいて発生したインバランス料金全体について請求され得る立場にあり、事業規模に見合わない債務を負うリスクがある。現に、昨冬の需給ひっ迫時においては、インバランス料金の高騰により、一部の子BGについて当該リスクが顕在化したところ。
- そこで、当該リスクを踏まえ、①小売電気事業者がBGに加入せず、連帯債務のリスクを負わない 形をとりつつ、BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて「リス クマネジメントに関する指針」に明記することの適否、②インバランス料金の連帯債務の見直しの可 否、について検討を行った。



インバランス料金は連帯債務であり、親BG及び 子BGのいずれもが全額を支払う義務を負う。

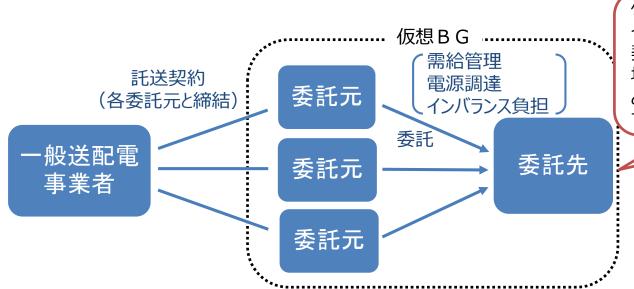
- (a) 平時においては、一般送配電事業者から親 B Gに対してインバランス料金の請求がなされる。
- (b)他方、インバランス料金は連帯 債務であるため、親BGが法的整理 を開始した場合など一定の場合には、 各子BGに対してインバランス料金 全体が請求される可能性がある。

## ①仮想BGを「リスクマネジメントに関する指針」に明記す<u>ることの適否につ</u>

## いて

令和3年10月 第9回料金制度専門会合資料より抜粋

- B Gに加入することを検討している小売電気事業者による適切なリスク評価・管理を可能とすべく、B G内における連帯債務のリスクを周知するほか、B Gに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、B G加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて「リスクマネジメントに関する指針」に明記し、小売電気事業者に提示することが考えられる。
- 小売電気事業者がBGに加入する理由は様々であると考えられるが、BGに加入することにより 提供を受けられる価値としては、需給管理、電源調達、インバランス負担、があるものと考える。
- この点、小売電気事業者は、需給管理や電源調達を委託し、契約によりインバランス債務を委託 先負担とする方法(以下、便宜的に「仮想 B G 」という。)によっても、B G 加入と同様の価値の 提供を受けることが可能と考えられる。



仮想BG内においては、各小売電気事業者がインバランス料金を負担する。

契約によりインバランス料金を委託先負担とする場合、一時的には委託元が一般送配電事業者との間で精算を行い、その後、委託先・委託元間で精算を行うことになる。

# ①仮想BGを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否につ

いて (続き)

令和3年10月 第9回料金制度専門会合資料より抜粋

● 仮想 B Gについては、以下のメリット・デメリットがあるものと考えられる。

### <メリット>

- ✓ BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられる。
- ✓ B Gを組成する場合と比して、契約の締結・解約が柔軟、手続が簡便と考えられる。
- ✓ インバランス料金の責任範囲が明確となる。

### <デメリット>

- ✓ B G全体でのインバランスの相殺ができない。他方、仮想 B G内において余剰インバランスと 不足インバランスについて事後的に精算を行うことで仮想 B G内での収支を相殺することは可能と考えられる。
- ✓ 仮想BGについて、インバランス料金を委託先負担とする場合でも、一時的には委託元が一般送配電事業者との間で金銭の授受を行う必要(その後、委託先・委託元間で再度金銭の授受が必要)があり、事務コストが発生する。
- 仮想 B G については、現行制度上も可能なスキームであるところ、B G に加入する以外の選択肢として「リスクマネジメントに関する指針」に明記することが適切か。

# ①仮想BGを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否につ

いて

令和3年11月 第10回料金制度専門会合資料より抜粋

- 前回の本専門会合において、B Gに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、B G加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキーム(=仮想 B G)について「リスクマネジメントに関する指針」に明記し、小売電気事業者に提示することが考えられるか、御議論いただいたところ、小売電気事業者への情報提供に資するとの理由から異論はなかった。他方、「リスクマネジメントに関する指針」への記載については、仮想 B Gを推奨するのではなく、あくまで選択肢の一つとして提示してほしい旨の御意見があった。
- そこで、需給管理や電源調達を委託し、契約によりインバランス債務を委託先負担とする方法(=仮想 B G)について、「リスクマネジメントに関する指針」に明記することとしたい。

### <第9回料金制度専門会合(令和3年10月28日)>

- (BG制度に関しては)契約自由の原則が支配している領域であって、創意工夫でどうやったっていい。率直にいえば大人なんだから自分で考えてというのが筋である。それにしても仮想BGがあるという情報を提供することによる実害は何もない。(安念委員)
- 現行制度上可能なスキーム、かつ各会社で検討して選択すればいいのでその幅を広げる意味において明記しておけばデメリットはないし、むしろ情報提供につながるので良い。(華表委員)
- このスキームをリスクマネジメントの指針に明記するということであれば推奨ではなく方法の一つとして公表していただきたい。現在のBGの契約方式がきちんとワークしているので継続することも考えられる。(松本オブ)

# ①仮想BGを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否につ

いて(続き)

令和3年11月 第10回料金制度専門会合資料より抜粋

具体的な記載内容については、B G内のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、 以下のように、望ましい行為を明記することとしてはどうか(赤字)。

イメージ

②代表者契約制度を活用する場合における親 B G において望ましい行為(リスクマネジメントに関する 指針 5 頁)

(略)

このため、小売電気事業者が親 B Gとして代表契約者となる場合は、子 B Gや B Gに所属を検討している小売電気事業者に対して、契約内容(B G内でのインバランス料金の債務分担の在り方やそのリスク等)、及び親 B Gとしてのリスク評価・管理方針(電源調達におけるスポット市場の依存度等)について丁寧に説明することが望ましい。なお、契約を締結するにあたっては、B G内においてはインバランス料金の連帯債務リスクがあることを踏まえ、当該リスクについて、一般論として、B Gに所属する以外に単独事業者として事業を行うほか、電源調達、需給管理を他の小売電気事業者に委託し、インバランス料金負担を当該委託先の負担とするといった選択肢もあることとあわせて説明することが望ましい。また、小売電気事業者は、B G内のインバランス料金の連帯債務リスクに鑑み、B Gに所属する以外の選択肢があることを前提として、当該リスクや事務コストを踏まえ、B G所属について判断することが望ましい。※なお、親 B Gが、電源調達、需給管理を自社において受託するか否か、インバランス料金負担を自社の負担とする契約を締結するか否かは、当該親 B Gの判断によるものとする。

# ①仮想 B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否につ

## いて(続き)

令和3年11月 第10回料金制度専門会合資料より抜粋

● また、事例集において、以下の内容を追記することとしてはどうか(赤字)。

イメージ

【地域や需要家への安定的なサービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集】12頁

### (4) その他の事例

事例 1-12 親 B G から子 B G への説明

小売電気事業者 T は、代表契約者制度における代表契約者(以下、「親 B G 」という。)であり、複数の他の小売電気事業者(B G に属する親 B G 以外の事業者を以下、「子 B G 」という。)とともに共同で B Gを形成している。子 B G に対しては、直近の相対取引の状況やスポット市場の価格高騰リスク等を説明した上で、電力調達の方法は子 B G に判断を任せているものの、子 B G の加入時の与信審査等を厳密に行うことで、B G全体で過剰なリスクを抱えないようにしている。加えて、日次でタイムリーに市場価格や概算の電源価格等を情報共有することで、子 B G におけるリスク管理のリテラシーを高め、B G 全体で過剰な債務を抱え、連鎖倒産が発生しないように対応している。

### 事例 1 - 1 3 子 B G によるリスク管理

小売電気事業者Uは、B G内においてはインバランス料金の連帯債務リスクがあることを踏まえ、B G に所属するかについては、B Gに所属せず、需給管理等を他の小売電気事業者に委託する選択肢も含めて検討を行い、親 B Gの倒産リスクや、事業コスト等を勘案し、B Gに所属することとした。B G所属後については、連帯債務リスクを踏まえ、親 B Gの信用状況や運営状況を確認し、悪化が窺われた場合には、当該 B Gから脱退することにしており、また、将来的には、単独事業者として事業を行い、B Gに所属しないことを予定している。

## ②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について

令和3年10月 第9回料金制度専門会合資料より抜粋

- 子BGのインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、インバランス料金の連帯債務を見直し、親BGの法的整理開始時など一定の場合に、インバランス料金を電力使用量など一定の割合に応じて按分し分割債務とすることで、子BGに連帯債務を負わせないといったことが考えられるか。
- インバランス料金の分割債務化については、以下のメリット・デメリットがあるものと考えられる。

#### **<メリット>**

- ✓ 親BGの倒産時など、一般送配電事業者が子BGに対してインバランス料金の支払いを求める場合に、 子BGのインバランス料金負担に上限が設けられることとなるため、連鎖倒産を回避できる可能性がある。
- ✓ 各子BGの負担割合が明確となるため、インバランス料金全体について支払いを求める場合と比して、各子BGが支払いに応じる可能性があると考えられる。もっとも、BG内の需給管理と乖離した形の負担であった場合、支払いに応じる可能性が低くなるとも考えられる。

#### **<デメリット>**

- ✓ 分割債務としてBG内の需給管理と乖離した形で事業者の負担割合が決まると、インバランスを発生させたとしても責任範囲が限定されることになることから、需給管理をおろそかにするなど、モラルハザードが生じるおそれがある。
- ✓ 分割債務とした場合、負担割合が決まることで、生じたインバランス料金の全額を一般送配電事業者が 回収できない可能性が生じる。なお、一般送配電事業者の回収不能分は最終的には需要家負担にな ると考えられ、小売電気事業者の事業リスクを一般の需要家の負担により軽減するものとなる。

## ②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について(続き)

令和3年10月 第9回料金制度専門会合資料より抜粋

- もっとも、インバランス料金を一定の場合に分割債務とする案については、以下の問題点もあり、相当のハードルがあるものと考えられる。
  - ✓ 過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は責任範囲を特定できないことを 理由として、連帯責任(連帯債務)と整理されたところ、当該インバランス料金の性質は変わっていない中、制度変更を行うことの妥当性
  - ✓ 子BGは、BGに加入することによるメリット、連帯債務のリスクを勘案した上でBGに加入し、 平時においてBGに属することによる利益を享受しているところ、親BGの法的開始時など一 定の場合に、子BGの負担を軽減させる措置を講じることの合理性・必要性
  - ✓ 子BGの連帯債務のリスクについては、親BGの法的整理開始時に顕在化する可能性が高いものの、平時であっても、例えば親BGのインバランス料金の支払いが滞っている場合には、一般送配電事業者から子BGに対して連帯責任に基づく請求が行われる可能性はある。
    - ⇒このような場合があることを踏まえ、法的整理開始時に限らず、平時においてもBG内のインバランス料金について分割債務とすることが考えられるが、その場合、現行のBG制度との乖離が問題とならないか。
  - ✓ B G制度は電気事業法上に位置付けられておらず、B G内契約は多種多様であるが、託 送供給等約款において B G内契約を統一的に規律することの是非

## ②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について

令和3年11月 第10回料金制度専門会合資料より抜粋

- 前回の本専門会合において、B G内におけるインバランス料金の連帯債務を、一定の場合に分割債務とすることの可否について御議論いただいたところ。
- 当該論点については、①インバランス料金を分割債務とする合理的な算式がないことが現状、
  ②各BGは通常時には利益を享受している中で一定の場合にだけ負担をさせないというのはルール性を見出せない、等といったことを理由として分割債務とすることに反対する御意見が大勢であった。他方、親BGの立場から、分割債務を実現してほしいという御意見もあった。

#### <第9回料金制度専門会合(令和3年10月28日)>

- たしかに難しい論点で、連帯債務として整理すること自体が便法で、つまり負担部分をどのように決めればいいか、算式がないから仕方ないから連帯債務にしていると認識している。 各B Gの負担部分がある算式によって合理的に納得のいく形で算出できるならその時点で連帯債務をやめればいい話だが、その算式が存在していないのが今の現状。その算式ができたら連帯債務をやめればいいら話。当面は連帯債務として整理するしか今の状況だとない。(安念委員)(川合委員、東條委員も当該意見に賛同)
- 各BGはメリットデメリットを考えた上でバランシンググループに加入しているはずなので、通常時には利益を享受している中で 一定の場合にだけ負担をさせないというのはルール性が見出せない。(華表委員)
- 親BGの立場から分割債務をぜひ実現していただきたい。理由は3点。(池田オブ)
  - ✓ 1点は親BGに比べ子BGの事業規模がかなり小さいケースが非常に多い。何十倍もの規模のある親BGの債務を連帯せざるを得ないというのは元々の仕組みに課題があった。ほとんどの子BGは親BGの経営体力を信頼して倒産などを想定せずに加入しているのでこうした現実にもご配慮していただければと思う。
  - ✓ 2点目はモラルハザードについて、これは起こりにくい。親BGと子BGの体力差が大きい場合はインバランスの大半は親BG自身の負担になるため、モラルハザードが起こる可能性は小さいのではないか。
  - ✓ 3点目は仮想BGという発想はいいと思うが、子BGにとっては支払いの一本化ができなくて、実務上の不利益が大きくなる。 特に規模の小さいBGであるほど人員や体制がなく一本化のニーズが高い。BG制度はこれまでの多数の小売事業者の参入を支えてきた仕組みのため、こうした実務上の便益を計り、事業規模に見合った債務になるよう、検討いただきたい。

## ②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について(続き)

令和3年11月 第10回料金制度専門会合資料より抜粋

- これまでの御議論を踏まえて、インバランス料金の連帯債務の見直しについては、以下の理由から、 現状の制度を維持することが適当ではないか。
  - 過去の電気料金審査専門会合においても、インバランス料金は責任範囲を特定できないと整理されていたが、当該インバランス料金の性質は足下で何ら変わっておらず、現状においてもインバランス料金を分割債務とする合理的な算式がないこと
  - 各BGは通常時に利益を享受しているにもかかわらず、一定の場合にその不利益を負担させないというのはルール性を見出すことができないこと
- 前述のとおり、今回はインバランス料金の連帯債務の見直しは行わないものの、インバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、前記のとおり、親BG及び小売電気事業者の望ましい行為を「リスクマネジメントに関する指針」に明記し、また、子BGによるリスク管理に関して、BG内のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえた対応について、事例集に追記することとしたい。

## 今後のプロセスについて

- 以上の審議の結果、料金制度専門会合から電力・ガス取引監視等委員会に対して、
  - ✓ 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針 |
  - ✓ 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集 |

の改定の方向性(9、10ページ参照)が報告され、これを受けて同委員会から、経済産業大臣に上記指針及び参考事例集の改定の建議を行ったところ。